

「令和5年 第5回永平寺町議会定例会

開会のあいさつ」

本日、令和5年第5回永平寺町議会定例会の開会にあたり、町政運営の所信の一端を申し述べるとともに、今回ご提案いたします議案等の概要についてご説明いたします。

強まっていく日差しの合間に、早くも走り梅雨を思わせるような恵みの雨を受ける時期になってまいりました。

議員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中、ご参集いただき厚くお礼申し上げます。また、各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心からお慶び申し上げます。

さて、世界中で問題となっている異常気象の要因のひとつに地球温暖化が挙げられます。温暖化の原因である二酸化炭素等の排出量を抑制していく「カーボンニュートラル」の概念は、国際的にも広く共有をされているところであり、脱炭素社会に向けた様々な取り組みが各国で進められております。

これら国内外の脱炭素化の動きを踏まえ、本年3月に改定しました、第2次永平寺町環境基本計画に掲げる基本施策や行動計画のほか、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に沿った脱炭素社会に向けて、町民、団体、事業者、町などが相互に連携協力しながら取り組んでまいります。

本日は、改めて本町の姿勢を表明させていただきたく、この場をお借りして、永平寺町ゼロカーボンシテイ宣言を宣言させていただきます。

※宣言ここから

『近年、地球温暖化が原因とみられる気候変動の影響により、世界各地で深刻な自然災害が増加しています。我が国においても、これまでに経験したことのない集中豪雨や猛暑、巨大台風による甚大な被害が発生しています。』

2015年に合意されたパリ協定では、「産業革命からの平均気温上昇の幅を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有されるとともに、2018年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、これらの目標を達成するためには、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることが必要とされております。

我が国も2020年10月に「2050年までに、温室効果ガスの排出を実質ゼロにする」ことが示され、今後の脱炭素社会に向けた様々な取り組みが進めら

れています。

このような中、第2次永平寺町環境基本計画において「禅の心が息づく 持続可能なまち えいへいじ」を町の未来像として定めています。この未来像に示された「禅の心」には、資源のありがたさや無駄を省くとともに、自然に対する感謝などを息づかせ、人々が豊かな時間を共有できる地域社会を創造し、緑豊かな山々や清流九頭竜川など、そこで生息する多様な動植物を守り、豊かな環境を将来の世代に引き継いでいく思いを込めています。

永平寺町はSDGsの理念のもとに、町民や事業者、行政など多様な主体との協働による脱炭素に向けた取り組みを加速するため、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことをここに宣言します。』
宣言は以上でございます。

※宣言ここまで

続いて、5月21日には、西村経済産業大臣、豊田国土交通副大臣をはじめ、多くの来賓の皆様にご来席いただき、自動走行サービス開始式典が盛大に執り行われました。これは、本年4月の道路交通法や道路運送法の改正を受けて、政府が目標としている「レベル4自動運転の実現」について、国内で初めて開始することを国内外に示すものとなりました。

運行については、引き続き、まちづくり株式会社ZENコネクト様に担っていただきます。2024年春の北陸新幹線福井県開業や中部縦貫自動車道の県内全線開通を見据え、観光客も含めたより多くの人に乘っていただくことが、地域の賑わいや活性化につながるものと考えております。

さらに、この自動運転技術の活用を通じて、新たな民間企業による投資が創出されることも期待しております。

また、5月27日には、斉藤国土交通大臣が自動車行や近助タクシーの視察に来町されました。近助タクシーは、皆様もご存じのとおり、地元住民がドライバーとなり運行を行っております。このような事業が人手不足や過疎化が進む地域の移動課題の解決につながり、新しい地方創生のモデルとなる事例として関心を持たれておりました。

町は、引き続き国、県および関係者と連携し、移動交通がより便利に、また地域コミュニティの活性化につながるよう支援をしております。

続いて、子育て支援の充実については、子どもを取り巻く環境が大きく変化していく中で、町の未来を担う子どもたちのため、現在、進めている事業を時代に即応した内容となるよう常に気を配り、安心して子育てができる環境整備に努めてまいります。

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し給付する、子育て世帯生活支援特別給付金については、対象世帯に5月30日に支給いたします。今後は、順次支給を行い、必要な生活の支援を図ってまいります。

幼稚園・幼稚園については、遊びのなかで学べる活動として、英語教室を今まで4園で実施していましたが、5月から8園全園で5歳児クラスの英語教室を始めました。園活動のなかで園児に多様な体験活動の一つとして進めていきたいと考えております。

続いて、昨年の大雨被害を教訓としまして、「ふくい県域タイムライン」が本年の出水期より県で試行運用されるようになります。

本町でもこれを活用することで、関係機関と気象情報等を共有し、これまで以上に連携することにより、事前準備や避難情報発令判断を各機関から情報として支援してもらえることがになります。

また、新型コロナウイルス感染症が5類へと移行になり、各自主防災組織の訓練等も再開されており、地域で地域を守る共助活動も戻り始めております。町も活動支援を行いながら地域防災力の強化を図ってまいります。

そのひとつとして、令和3年度から始めた個別避難計画の作成については、5月29日現在、59の集落で取り組んでいただき、168名の計画を作成いたしました。作成時には区長や自主防災会、民生児童委員ら地域の皆様が一丸となって取り組んでいただいたこと、この場をお借りしてお礼申し上げます。今後も計画対象者の拡大と計画に沿った避難訓練をおこない、より実効性の高い計画にすることで災害への備えを整えてまいります。

防犯については、6月17日のアユ釣りの解禁日に合わせて福井警察署と防犯隊、中部漁協の合同パトロールを実施いたします。車上狙いやゴミの投棄等の犯罪や水難事故の防止を啓発し、九頭竜川でのアユ釣りを楽しんでいただけるように努めてまいります。また、町内の夜間パトロールについても、防犯隊による定例パトロールの回数を増やすなど防犯体制を強化してまいります。

続いて、新型コロナウイルス感染症の5類への移行に伴い、消防団においては、消防操法訓練などの活動がより活発になっております。また、先月下旬には林野火災防御訓練、5月28日には上志比地区において水防訓練を行いました。先日の石川県能登半島での地震のような各種の自然災害に対応するため、消防技術の向上に努めてまいります。

火災予防については、今月、敦賀市で発生した工場火災を含め、全国における住宅火災が後を絶ちません。町内の火災発生「ゼロ」に向けて、計画的に対象物の調査、査察指導や避難訓練を実施してまいります。また、町内事業所に対して、往復はがきによる消防用設備等点検結果報告書提出の指導も行い、高い提出率の成果を図ってまいります。

それでは議案等の概要について申し上げます。

まず、報告が5件でございます。第1号から5号におきまして、財源を含めた繰越事業費を調製しましたのでご報告するものでございます。

続いて、議案は補正予算が3件、条例改正が3件、議会議決に付すべき契約等が2件の計8件でございます。

補正予算は、一般会計、国民健康保険事業特別会計、上水道事業会計におけるそれぞれの所要額を補正するものでございます。

条例改正は、新型コロナウイルス感染症に対処するための特殊勤務手当に関する改正、地方税法改正に伴う条例の改正および上水道事業における給水人口を見直す改正でございます。

また、議決をいただきたい契約は、松岡福祉総合センターにおける屋根改修工事および高規格救急車の取得でございます。

以上、本定例会の開会にあたり、議案等の概要を申し上げますが、詳細については、上程の都度ご説明いたしますので、慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。開会のごあいさつといたします。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。